

長崎市の森林

3 長 崎 市 の 森 林



水 産 農 林 部

令和5年6月

1	森林の現状	3-1～3-6
(1)	森林の整備の方向性	3-1
(2)	森林の種別と面積及び森林率	3-3
(3)	民有林の現況	3-4
(4)	保安林	3-5
(5)	林業就業者数	3-6
2	市有林の現状と管理	3-7
(1)	管理形態	3-7
(2)	市有林の内訳	3-7
(3)	整備の状況	3-7
3	林道基盤整備の概要	3-7
(1)	林道及び作業道の開設状況	3-7
4	市民ふれあいの森	3-8～3-11
(1)	設置目的	3-8
(2)	体験の森	3-10
5	間伐材活用促進事業	3-12
6	森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業	3-14
7	林業機械導入事業	3-15
8	その他の事業	3-17～3-20
(1)	山林監視員制度	3-17
(2)	松くい虫防除及び予防対策	3-18
(3)	森林環境税及び森林環境譲与税（国税）	3-19
(4)	ながさき森林環境税（県民税）	3-20

長崎市の森林

1 森林の現状

森林は木材生産のほか、水資源の確保、大気浄化、土砂流出防止等の多大な公益的機能を発揮し、地域住民の生活環境の向上に大きく貢献している。

本市における森林の面積は21,940haで森林率54.1%を占めており、その内、国有林を除く民有林の天然林(自然林)面積は11,818ha(53.9%)で、ヒノキ、スギを主体とした人工林面積は7,301ha(33.3%)、竹林及び無立木地は1,665ha(7.6%)となっている。

人工林については、下刈り、枝打ち、間伐等の保育を実施するとともに、保育作業及び木材搬出のための林道や作業道を計画的に整備している。

しかし、林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、さらに、若年者の山村離れによる後継者不足により厳しい状況にあり、維持管理の行われない森林の増加による森林の機能の低下が懸念される。

(1) 森林の整備の方向性

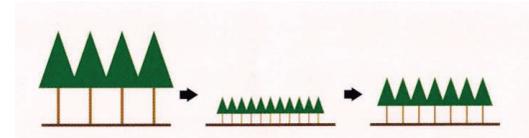
このような中で、将来にわたって森林の持つ多面的機能を発揮していくために、森林資源の整備、林道の整備を中心とする林業基盤の整備を図っていく必要がある。

なお、今後、地形的に緩やかで肥沃な土地等生産性に優れている地区については、木材等生産機能の発揮が期待される育成単層林(※1)を整備するなど森林資源の循環利用を図るとともに、地形的条件不利地等における育成単層林については、公益的機能の一層の発揮を図るため自然的条件を踏まえつつ育成複層林(※2)への誘導を推進する必要がある。

※1 育成単層林

林業経営を継続して実施する施業方法(現在)

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ、維持される森林。(植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。)

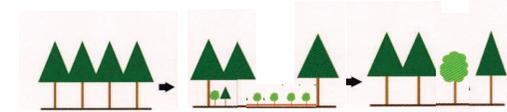


※2 育成複層林

天然生林に向けた経過措置

人為と天然力の組み合わせにより、複数の樹冠層を構成する森林とし、森林諸機能の維持増進が図られる森林。

長伐期化を実施し、徐々に天然林化を図る。また、地区によっては、広葉樹(クヌギ等)を植林することにより有害鳥獣対策を図る。



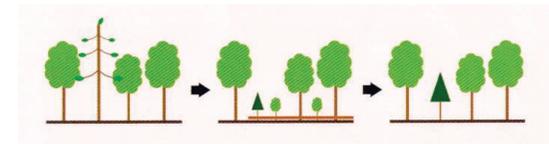
育成天然生林

長崎市が目標とする森林(約30年後)

天然力を活用することにより、森林諸機能の維持増進が図られる森林。

(カシ・シイ・マツ・クヌギ等からなる森林)

なお、地区によっては、保育作業を実施する。



基本的な理念(ビジョン)

人工林

移行

天然生林

●人工林

- ・戦前、戦後の乱伐及び木材需要の増加、戦後復興を目的とした国策である「拡大造林」に伴い植栽された森林。
- ・ヒノキ、スギ等の針葉樹からなる森林

●天然生林

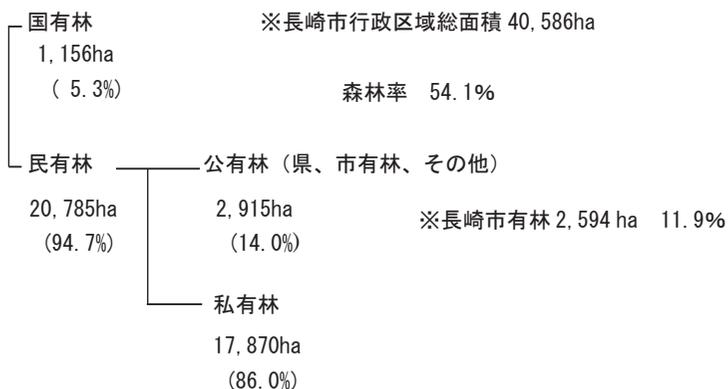
- ・主として天然力を活用することにより成立維持される森林
- ・カシ・シイ・マツ・クヌギ等の広葉樹からなる森林

※人工林から天然生林への移行については、利用間伐等行いながら徐々に行う。

※地形的に穏やかで肥沃な土地等、生産性に優れている地区においては、経営に意欲的な経営体に対して引き続き再造林(ヒノキ・スギ等)を推進する。

(2) 森林の種別と面積及び森林率

【所有形態別森林の種別と面積】 (市内全森林面積 21,940ha を100%とする)



【森林面積及び森林率】

森林面積及び森林率 (単位: 面積 ha)

区分	森林			行政区域面積 (B)	森林率 (%) (A) / (B) × 100
	民有林	国有林	計 (A)		
平成 5 年	21,267	1,250	22,517	40,564	55.5
平成 10 年	21,160	1,057	22,217	40,612	54.7
平成 15 年	21,010	1,057	22,067	40,621	54.3
平成 20 年	20,860	1,020	21,880	40,643	53.8
平成 25 年	20,776	1,022	21,798	40,647	53.6
平成 28 年	20,774	1,022	21,796	40,586	53.7
令和 3 年	20,785	1,156	21,940	40,586	54.1

- ・森林面積については、令和3年度長崎県の森林・林業統計（令和5年3月刊行）
- ・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。
- ・行政区域面積については、長崎市の都市計画（資料編）令和4年度面積減は、国土地理院による「全国都道府県市区町村面積調」の算出方法の変更によるもの。
- ・平成5年、10年、15年の数値は、合併町を含む

(3) 民有林の現況

【民有林の 樹種別・林種別 森林資源一覧表】

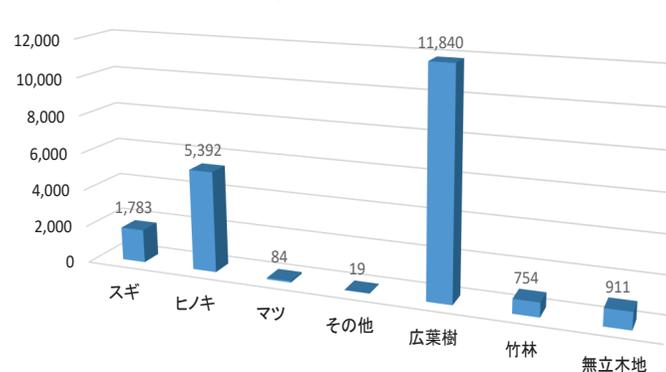
民有林の樹種別森林資源（面積ha、蓄積千m³、竹/千束）

R3		針 葉 樹					広葉樹	竹林	無立木地		計
		計	スギ	ヒノキ	マツ	その他			未立木地	伐採跡地	
	面積	7,279	1,783	5,392	84	19	11,840	754	911	0	20,785
	蓄積	2,300	814	1,463	20	2	1,311	(764)	—	—	3,610

令和3年度長崎県の森林・林業統計（令和5年3月刊行）

・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。

民有林の樹種別森林面積(令和3年度)



(4) 保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されますが、各種優遇措置もあります。

行為制限	優遇措置
◆立木の伐採（県知事許可）	◇固定資産税や相続税等税の控除
◆土地の形質変更（県知事許可）	◇伐採の制限に伴う損失補償
◆伐採した跡地への植栽義務	◇間伐等の造林補助金の加算
	◇公庫資金借入の優遇
	◇山崩れ防止等公費負担による治山整備

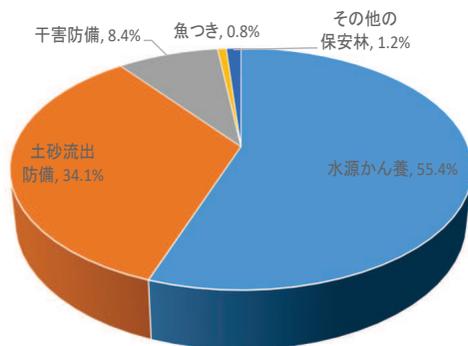
<保安林の種類>

保安林は、水源のかん養、土砂災害の防備等それぞれの公益目的の達成のために指定され、その種類は17種類に及びます。

長崎市の保安林の現況 (単位：ha)

種類	水源かん養	土砂流出防備	干害防備	魚つき	その他の保安林	合計	民有林総面積	保安林率
面積	2,482.94	1,529.13	377.51	33.79	54.55	4,477.93	20,785	21.5%

・令和3年度長崎県の森林・林業統計（令和5年3月刊行）
 ・数値は、四捨五入のため計と内訳は一致しない。



(5) 林業就業者数

【林業従事者数人口の推移】

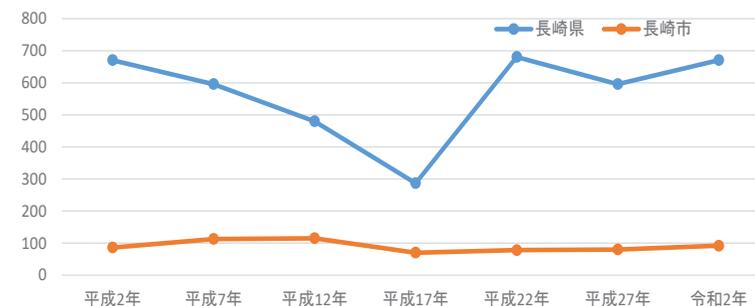
林業を取り巻く情勢は、木材価格の低迷、林業生産経費の高騰による経営意欲の減退、林業従事者の高齢化、若年者の山村離れによる後継者不足といった厳しい状況にあるため、就業者の減少傾向が続き、長崎市では近年100人を割り込んでいる。

このため、維持管理の行われない森林の増加による森林機能の低下が懸念される。

単位：人

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
全国	100,497	81,564	67,558	52,173	51,200	45,440	64,316
長崎県	671	596	480	287	681	596	671
長崎市	86	113	115	70	78	80	92

資料：国勢調査



※ 年齢別林業就業者数は、国勢調査における集計データなし
 ※ 林業生産量については、極めて少量であるため把握できない

2 市有林の現状と管理

(1) 管理形態

直営林：間伐等の保育作業は、業務委託により実施する。

分取造林：国、県及び地域の造林組合等と土地所有者である長崎市と分取契約（伐採時の収益割合等の契約）を結び、国、県又は地域の造林組合等による植林や保育等の管理を実施する。

(2) 市有林の内訳

(単位：面積ha) 令和5年3月31日現在

区分	直営林	分取林					採草地	総計	
		地域分取	官行造林	公社造林	県行造林	(独)森林総合研究所			
合計	1,308	298	65	204	325	164	230	2,594	
内訳	長崎	893	298	44	41	242	103	230	1,851
	香焼	139	-	-	-	-	-	-	139
	伊王島	5	-	-	-	-	-	-	5
	高島	2	-	-	-	-	-	-	2
	野母崎	57	-	-	-	-	8	-	65
	三和	-	-	21	19	20	-	-	60
	琴海	25	-	-	10	63	-	-	98
	外海	187	-	-	134	-	53	-	374

(3) 整備の状況【山林整備事業】

市有林の森林資源の有効活用と公益的機能の充実を図るため、間伐等を実施する。

年度	H30	R元	R2	R3	R4
整備箇所 (間伐面積)	網場地区 (7.5ha)	網場地区 (6.8ha)	外海地区 (6.7ha)	外海地区 (6.9ha)	外海地区 (8.4ha)

3 林道基盤整備の概要

(1) 林道及び作業道の開設状況

令和5年3月31日現在

区分	路線数	延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)	備考
林道	21	70,657	62,093	88	長崎地区(西彼半島線含む)
小計	9	16,255	9,245	57	外海・香焼・野母崎・琴海地区
林業専用道	30	86,912	71,338	82	
小計	1	3,400	1,099	32	外海地区(神浦江川線)
作業道	1	3,400	1,099	32	
作業道	24	42,208	12,837	30	長崎地区
小計	10	9,815	1,834	19	野母崎・琴海地区
合計	34	52,023	14,671	28	
合計	65	142,335	87,108	61	

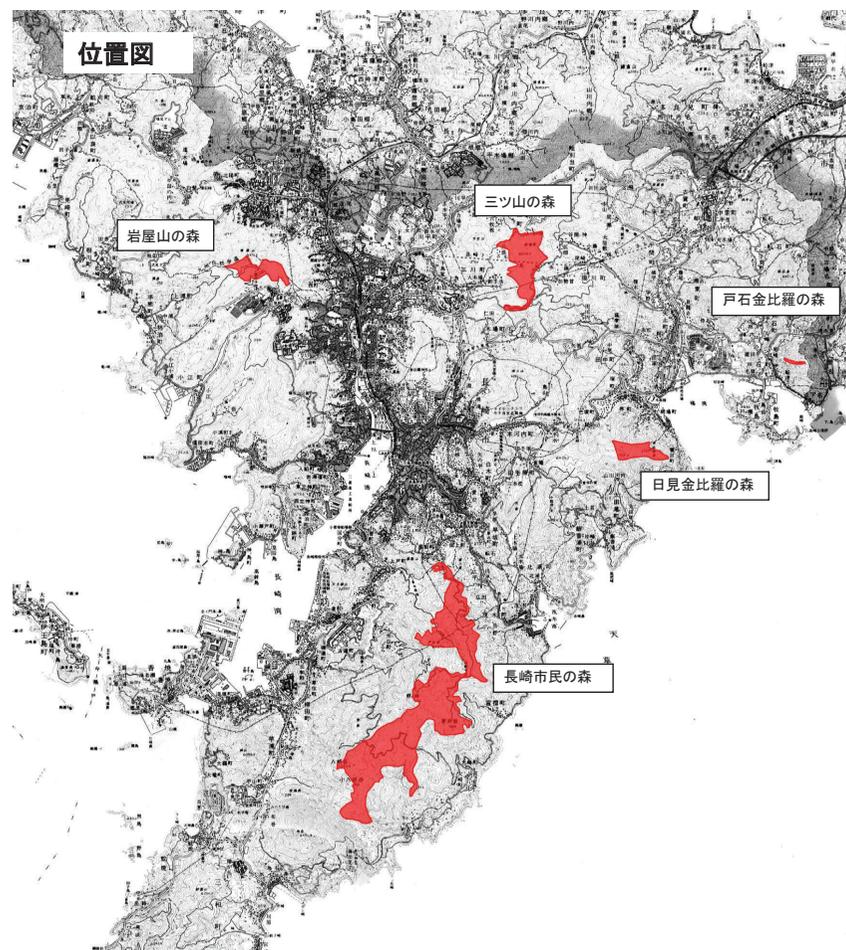
※外海、琴海、長崎地区の西彼半島線(林道)は、長崎地区に計上している。

4 市民ふれあいの森

(1) 設置目的

市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的とする。

名称	整備開始年	面積(ha)	主な施設
長崎市民の森	昭和48年	765	森林体験館、ケビン、キャンプ場
三ツ山の森	昭和49年	104	林間広場、花木、遊歩道、トイレ
日見金比羅の森	昭和63年	69	林間広場、トイレ、展望台
岩屋山の森	平成5年	133	林間広場、バィトイレ、遊歩道
戸石金比羅の森	平成14年	17	遊歩道、花木、案内施設



ア 市民ふれあいの森（写真）



(2) 体験の森

長崎市民の森内に、市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資することを目的として設置された施設。

(単位:人)

施設名	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
森林学習施設 (森林体験館)	利用者数	9,871	8,404	9,031	7,877	7,486	3,964	3,819	5,667
	宿泊利用者数	1,878	2,054	1,637	1,550	1,715	1,223	1,127	1,646
休養宿泊施設 (ケビン)	休憩利用者数	1,430	1,671	2,043	1,803	1,404	829	905	1,275
	計	3,308	3,725	3,680	3,353	3,119	2,052	2,032	2,921
キャンプ場	利用者数	172	238	83	66	155	216	451	878
運動広場	利用者数	12,718	8,277	13,485	10,220	9,898	7,944	6,948	5,787
計		26,069	20,644	26,279	21,516	20,658	14,176	13,250	15,253



ア 体験森施設の概要

長崎市体験の森		
設置場所	長崎市茂木町1010-1 ほか	
設置年月日	平成6年7月1日	
設置目的	市民が森林に親しみ、憩い、自然を体験する場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに自然愛護に対する意識の高揚に資する。	
管理運営	(指定管理者) 株式会社 シンコー	
職員配置	-	
施設概要	1 敷地面積 17ha	
	2 主な施設	
	①森林学習施設 (森林体験館)	②休養宿泊施設 (ケビン)
	木造2階建 延480㎡	木造平家建 3棟 木造2階建 2棟
	1階 (350㎡) 多目的ホール 木工コーナー 管理事務所 シャワー室	平家建 (29.81㎡) 和室、トイレ、押入、ミニキッチン ユニットバス、調理器具
	2階 (130㎡) 森林学習室	2階建 1階(29.81㎡) 和室、トイレ、板張、ミニキッチン ユニットバス、調理器具 2階(18.22㎡) 板張、押入
		使用料 宿泊1棟 8,904円 休憩1棟1室 523円
	③運動広場	④キャンプ場
	約6,500㎡	約5,500㎡ テントサイト 26区画
	⑤その他の施設	
	・涼坂樹木園 ・昆虫の森	

5 間伐材活用促進事業

市直営林の造林作業で発生する間伐材は、従来、切捨て処分していたが、有効利用を図り地域産材のアピールや林業の振興及び森林環境の保全に寄与することを目的として、平成14年度より、間伐材加工所を設置し、丸太や板材等の素材提供のほか「バンコ椅子」や「フラワーポット」等に加工し、さるくコースや公民館、小中学校等公共施設への提供及びイベント開催時の貸出を行っている。

また、「長崎市建築物等木材利用促進方針」(令和5年3月改正)に基づき、公共建築物等の木材利用を促進することとし、教育委員会において実施した「学校図書館環境整備に関する調査」及び「公民館木質化製品要望調査」などにより要望があった木製品について、年次計画で製作・提供している。

■加工実績

	H14~R4年度	備考
バンコ椅子	1,971脚	
フラワーポット	4,706個	
その他加工品	32,548本	2m丸太換算
	H27~R4年度	備考
看板(案内板)	64製品	学校図書館、学校保健室、ふれあいセンター等の木質化
掲示板	20製品	
絵本架	202製品	
楕円展示台	39製品	
ブックトラック	100製品	
本棚	8製品	
四角テーブル	10製品	
設置箇所	196施設	

【活用事業名及び補助率】

- (1) 県補助事業名 ふるさとの森林づくり事業(「ながさき森林環境税」事業)
- (2) 補助率 県1/2、市1/2



学校図書館の木質化の取り組み 模式図

■事業内訳 人件費（製材、加工）、消耗品費（のこ、釘等）
委託費（天板製作、完成品を学校・公民館までの運搬費）

市有林の間伐材活用



間伐作業（既存補助）山林整備事業



間伐材加工所への運搬

間伐材加工所での加工、組立等



製材、加工・組立作業

間伐材等で製作する木製品



楕円展示台



ブックラック



掲示板



絵本架



看板

6 森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業

ア 目的

過疎化や施業者の高齢化に伴い、手入れが行われなくなった森林に対し、森林の持つ多面的機能（地球環境保全、物質生産機能等）を持続的に発揮させるため、地域住民及び森林所有者等の活動組織が実施する、森林管理活動や資源を利用するための活動に対し、国と地方公共団体（県・市町）が一定の支援を行うもの。

イ 実施期間 平成25年度～令和8年度

ウ 窓口 長崎森林・山村対策協議会

エ 支援を受けるための要件

- (ア) 活動組織は、地域住民や森林所有者等（3名以上）で構成されていること。
- (イ) 活動対象森林は、原則、森林経営計画が策定されていない0.1ha以上の森林とする。
- (ウ) 活動組織及び活動対象森林は、原則、長崎県内とする。
- (エ) 全体の活動内容や年度別の取り組み等を記載した活動計画書が必要。

オ 支援の種類及び助成費用（1活動組織の助成限度額は年間500万円とする）

① メインメニュー

(ア) 地域環境保全タイプ

- ・ 里山林景観を維持・保全するための活動
(助成単価 初年度:12万円/ha, 2年目:11.5万円/ha, 3年目:11万円/ha)
- ・ 侵入竹の伐採・除去、荒廃竹林の整備活動
(助成単価 初年度:28.5万円/ha, 2年目:26.5万円/ha, 3年目:24.5万円/ha)

(イ) 森林資源利用タイプ

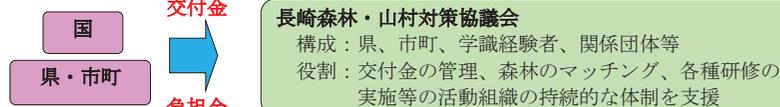
- ・ 集落周辺の広葉樹等の伐採、搬出活動等
(助成単価 初年度:12万円/ha, 2年目:11.5万円/ha, 3年目:11万円/ha)

② サイドメニュー（メインメニューと組み合わせて実施）

- (ウ) 路網補修・機能強化等（助成単価800円/m）
- (エ) 関係人口創出・維持等（助成単価5万円）
- (オ) 活動の実施に必要な機材及び資材の整備（必要額の1/2又は1/3を助成）

カ 令和4年度の実績（長崎県全体） 54活動組織に、計36,673,743円を助成
（うち長崎市内は14組織、計6,015,133円を助成。）長崎市負担705,303円

【事業の内容】



7 林業機械導入事業

ア 現状と必要性

長崎市的人工林（スギ、ヒノキ）面積7,301haの内、41年生以上が約5,465ha（75%）を占めております。

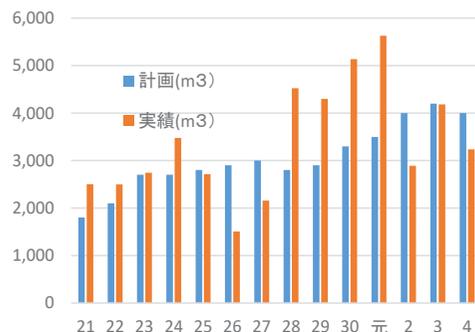
しかしながら、近年の木材価格の低迷に伴い、林業従事者の高齢化や担い手不足等により、森林環境の著しい荒廃が懸念される中、その振興策の一つとして作業道の整備と併せて林産事業用機械の導入促進を行うことによりコストを削減し、造林及び林業の振興、ひいては森林環境の荒廃を防止に努める必要があります。

イ 事業内容

長崎市が出資する長崎南部森林組合が国庫補助事業により林産事業用機械を購入する費用の一部を管内4市2町で協調し助成する。

＜素材生産の実績及び計画量（長崎南部森林組合長崎支所）＞

年度	計画(m3)	実績(m3)	実施率
21	1,800	2,501	139%
22	2,100	2,500	119%
23	2,700	2,744	102%
24	2,700	3,478	129%
25	2,800	2,713	97%
26	2,900	1,507	52%
27	3,000	2,157	72%
28	2,800	4,525	162%
29	2,900	4,302	148%
30	3,300	5,138	156%
元	3,500	5,629	161%
2	4,000	2,891	72%
3	4,200	4,185	100%
4	4,000	3,238	81%
5	5,100		



＜林産事業用機械導入実績＞

単位：台

年 度	導 入 機 種						計
	ハーベスタ	プロセッサ	スイングヤード	グラップル付 パワーショベル	グラップル付 フォワーダ	グラップル付 10トントラック	
平成27年度まで		3	1	2	3	2	11
平成28年度		1			1		2
平成29年度	1		1				2
平成30年度	1				1		2
令和元年度		1			1		2
令和2年度			1				1
令和3年度					1		1
計	2	5	3	2	7	2	20

導入機種

【プロセッサ】 伐採した木材の枝払い及び指定した長さに切断する	【グラップル付パワーショベル】 バックホーとして作業路の開設等の土砂掘削に加え、バケット部分に木材等をはさむことが可能なグラップルを備えた機械
【グラップル付フォワーダ】 林内において、伐採した木材を運搬する	【クレーン・グラップル付10トントラック】 林内に集積された木材を市場等に運搬する
【ハーベスタ】 伐倒、枝払い、指定した長さに玉切り、集積作業を一貫して行う機械	【スイングヤード】 建設用ベースマシンに集材用ウインチを搭載した集材機

8 その他の事業

(1) 山林監視員制度

ア 設置目的

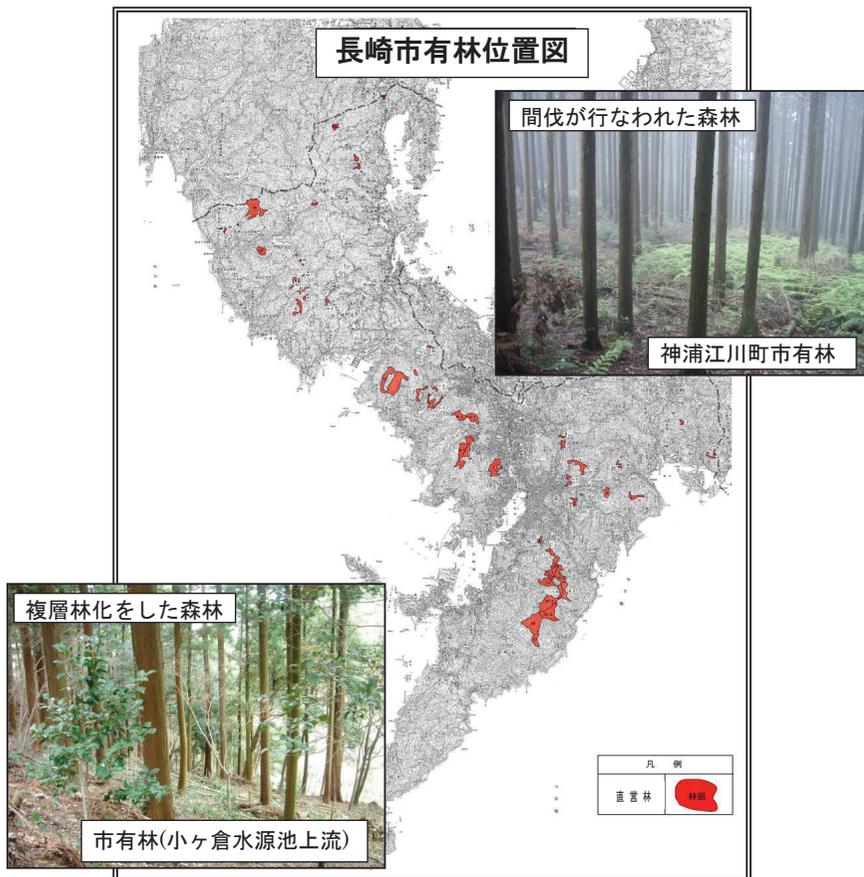
市有造林地を管理させるため、長崎市山林監視員規則に基づき、山林監視員を市長が任命し、市有林の巡視を行い、環境保護等健全な管理を行う。

イ 活動状況

■現在、18名の山林監視員で市有造林地を管理。

■週1回以上、担当造林地を巡視し、月1回報告する。

- ・担当造林地内の土地・立木竹・標柱その他の物件を保護監視し、特に盗伐、火災及び病害虫を警戒防止する。
- ・造林地内の調査・測量・植林・伐採等の作業を補助し、又は、監督する。
- ・造林地の図面その他の物品を監理する。



3-17

(2) 松くい虫防除及び予防対策

ア 目的

森林病害虫等(松くい虫)を早期に、且つ、徹底的に駆除し、そのまん延を防止し、森林の保全を図る。

イ 事業箇所

- 野母崎地区(脇岬、野母、高浜) 1.07ha
- 外海地区(池島) 0.21ha

○ 松くい虫防除とは

松くい虫被害は、「マツノザイセンチュウ」という体長1mmにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされますが、その線虫を松から松へ運ぶのが「マツノマダラカミキリ」というカミキリ虫で、被害のまん延を防止するため、松くい虫被害防除の大半は、媒介するマツノマダラカミキリを駆除するものです。

地上散布



予防対策

6月頃に、健全な松林に農薬を散布することで、マツノマダラカミキリの成虫を駆除するもの。(毎年実施)

予防対策

11月から翌年の3月までに実施。殺線虫剤を直接樹幹に注入するもので、マツの木全体に行き渡らせておいて、侵入・増殖を阻止します。(薬の残留期間は、1回の注入で4年～5年)

樹幹注入



被害木の伐倒処理：伐倒駆除

10月中旬～2月頃に実施。枯れ松の樹幹内にあるマツノマダラカミキリの幼虫、マツノザイセンチュウを駆除するもの。

油剤処理(10月までの被害木)



燻蒸処理(11月以降の被害木)



3-18

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税（国税）

ア 森林環境税（国税）及び森林環境譲与税の創設

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が平成31年3月29日に公布され、森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。（平成31年4月1日施行。ただし、森林環境税は令和6年1月1日施行。）

森林環境税及び森林環境譲与税は、国内の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたもので、森林環境譲与税は森林の整備及びその促進に要する経費に充てるよう定められている。

(ア) 森林環境税

納税義務者： 国内に住所を有する個人に対して課する国税
税 率： 1,000円
賦課徴収： 市町村（個人住民税と併せて実施）

(イ) 森林環境譲与税

譲与総額： 森林環境税の収入額に相当する額
譲与団体： 市町村、都道府県
使 途：
（市町村） 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用。
（都道府県） 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用。
譲与基準：
（市町村） 総額の9割に相当する額を私有林人工林面積（5/10）、林業就業者数（2/10）、人口（3/10）で按分。
（都道府県） 総額の1割に相当する額を市町村と同様の基準で按分。

イ 基金の設置

長期にわたり森林の整備及びその促進に関する施策の費用と財源の関係を明確にするため、譲与税の受け入れ先として、令和元年7月に「森林環境譲与税基金」を設置した。

(4) ながさき森林環境税（県民税）

ア 課税の期間 平成19年4月1日～令和9年3月31日

イ 課 税 額 個人：年間500円
法人：均等割額の5%（資本金に応じて1,000円～40,000円）

ウ 税 収 額
平成19年度～令和3年度（実績）
個人県民税 46億9,148万円、法人県民税 8億9,667万円
（内、個人県民税 長崎市 14億7,444万円）

エ 税 の 管 理 基金を設置し、民間有識者で構成する「基金管理運営委員会」が事業の透明性、公平性、効率性を精査する。

オ 指定事業 「ながさき森林環境税」を活用するため、ながさき森林環境保全事業で実施。